

# 紋章の研究

## その6 江戸時代の武将の紋章(1)

若山初子

1. 緒言
2. 紋章の分類
  - (1) 種類別分類
  - (2) 意義目的別分類
3. 多用紋について
4. 新しい紋章について
  - (1) 形態
  - (2) 合成紋
  - (3) 新しい事物の紋章
5. 紋章のパターンの増加

### 1. 緒 言

武家紋について、鎌倉時代から安土桃山時代までを纏めた結果、その時代の文化の特徴を紋章からも把握することができた。当時流行の文様の紋章化や、また武士という戦場に生命を賭けた階級の特殊性をよく表現している紋章も多く、当時の社会生活の厳しさを伺い知る一つの指標となった。しかし一面においては公家文化の吸収による美しい紋章も多く見られ、美意識感覚の洗練が当時の美術、工芸、建築等の分野のみでなく、紋章にもよく表現されていることが認められた。また紋章が当時の生活に占むる意義の大きかったことを測り知ることも出来た。それは一人の武将が数種類の紋章を用いている事でもわかる。紋章の持つ意義が大きかったか

らこそ下賜、譲与、奪取、濫用の現象が生じたのである。

本報においては江戸時代明暦年間、および寛文年間を中心にして考察を進める。文化史の上から見ると、江戸時代は元禄、享保の間を境にして前後二期に分れると言ふ。江戸時代の文化は紋章の形態変化上からはどのどのような結論を導き出すことが出来るであろうか。これから江戸期を幾つかに分けて調べて行きその結果を纏めたいと考える。

※一部は日本家政学会東北・北海道支部第19回総会において発表したものである。

### 2. 紋章の分類

周知の通り関ヶ原の戦の後、徳川家康は大阪城に入り賞罰を行なった。この結果大名の改易、新地加封等が行なわれ、その後も領国の配置を巧みに変更して大名の反乱を防止している。すなわち外様大名の改易や、一門および譜代大名の配置等を行ない、これに平行して多くの直轄領を設置している。以上のような事実が紋章分布に当然影響を与えていると考えられる。

表1に紋章を分類して示す。表1の分類は前報と同様の方法をとった。紋章名は大武鑑、姓

表1 紋章の分類

文 様 紋														
紋の種類			紋章数 明暦寛文		紋の種類			紋章数 明暦寛文		紋の種類			紋章数 明暦寛文	
巴	左 三 つ 巴	10	7		木	瓜	7	3		丸 に 三 引 両	2	7		
	右 三 つ 巴	3	19		木 三 つ 盛 木	瓜	2			丸 に 二 引 両	2	1		
	丸 に 右 三 つ 巴	2			五 葉 木	瓜	1	11		両 三 引 両	2			
	右 二 つ 巴	1			三 つ 盛 堅 木	瓜	1			二 引 両	2			
	巴	1			丸 に 木 瓜		1			紋 丸 に 一 引 両		3		
	二 つ 巴		1		紋 隅 切 角 に 堅 木 瓜		3			目結 四 つ 目 結	8	2		
紋	三 つ 巴 崩 し		1		陰 輪 に 石 持 地 抜 木 瓜		1			紋 丸 に 隅 立 四 つ 目 結	3	6		

文様紋				植物紋			
紋の種類		紋章数 明暦寛文		紋の種類		紋章数 明暦寛文	
目結紋	隅立四つ目結	2	7	桐五	七の桐	13	42
	四つ目繫	1	3	桐五	三の桐	4	
直追紋	直	違	1				
亀甲紋	亀三	亀寄	亀	梅星	梅鉢	8	13
	甲	甲	甲	丸	鉢	5	2
	三	三	三	梅星	鉢	2	1
	か	か	か	丸	鉢	2	1
	武	武	武	豊	花鉢	1	5
	三	三	三	九	鉢	2	
	丸	丸	丸	長	鉢	1	
	か	か	か	中	黒星鉢	1	
紋	三溝山	三溝山	三溝山	酢漿草	草漿	7	9
	口	口	口	丸	酢漿草	4	12
	菱	菱	菱	丸	酢漿草	1	3
	菱	菱	菱	菊	菊	7	11
	菱	菱	菱	紋	枝	1	
花菱紋	亀丸	に唐	花菱	藤下	り	9	21
	に唐	花	菱	上	藤	6	4
唐花紋	八角	に唐	花	藤	藤	4	
	丸に三つ割	唐花		左	巴	4	10
輪追紋	輪	輪	違	三	巴	1	1
花輪追紋	花	輪	違	葛	葛	5	10
鱗紋	三	三	鱗	丸	葛	1	2
	丸に三つ鱗	鱗		藤	堂	1	
	三つ鱗(下黒)			鬼	葛	1	2
植物紋				沢丸	に沢	10	11
				瀉抱	瀉	7	1
				紋格	瀉	1	6
				圓	に沢		1
葵紋	葵	に	葵	梶丸	梶の葉	1	3
	立丸	立	葉	梶	梶の葉	1	2
	立丸	立	葉	三	立梶の葉	1	1
	隅切六	切	角	柏丸	土佐柏	2	2
	五環五	環	輪	丸	蔓柏	2	
	菊五	菊	木	丸	劍柏	1	
	平五	葉	瓜	細輪	土佐柏	1	
	八	角	に	柏	柏葉	1	
	隅切八	隅	に	柏	二つ丸柏	1	11
紋	平	切	角	紋丸抱	三き柏	1	3
動物紋				鷹の	の	15	18
				鷹丸	羽	2	3
				鷹丸	車	2	
				鷹丸	羽	2	
				鷹丸	車	1	
				鷹鷹	羽	1	
				鷹鷹	羽	1	
				鷹鷹	羽	1	

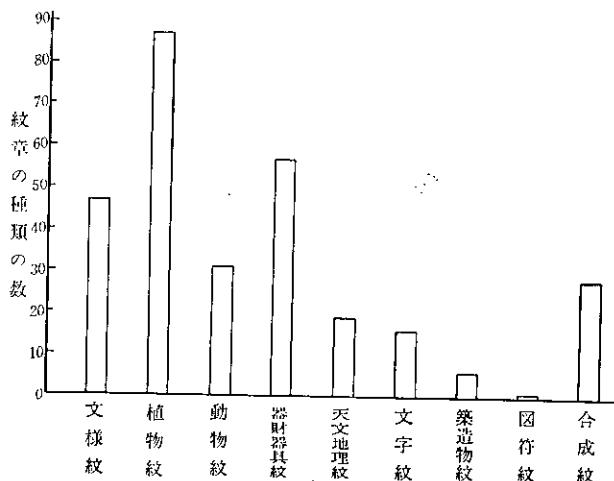
動 物 紋			器 財 器 具 紋			天 文 地 球 紋		
紋 の 種 類		紋章数 明暦寛文	紋 の 種 類		紋章数 明暦寛文	紋 の 種 類		紋章数 明暦寛文
鷹紋	鷹の丸	1	扇	椿月三扇	311	333	九星	252
鶴紋	鶴の丸 鶴の丸(森鶴)	21	扇	のつ	111	333	細川九曜(石持地抜)	21
對譏	いの鳥訪鶴	51	扇	扇扇扇	111		角九曜(石持地抜)	11
蝶紋	揚羽蝶	6.2	紋	尻合せ	11		七曜	55
	丸に揚蝶	103		三つ扇	11		六曜	77
	蝶菱蝶	22		一本扇	11	42	劍五	22
	蝶蝶蝶	11		三つ重	11		丸六	22
雀紋	丸に雀	2	車	月の丸	11		五曜	22
	竹輪に雀	1	紋	扇扇	11		丸五	22
	丸に飛雀	1		唐花	11		丸八	22
	雀 笹丸に雀	1					鑑十	11
鹿角紋	丸に鹿角	1	錢	永樂通宝	43	26	月紋	11
	抱鹿角	1	紋	裏九	11	11	おぼ子	11
	抱鹿角(石持地抜)	1		つ	11		櫻	11
	丸に抱鹿角	1	蛇目紋	蛇の目	5	10	稻妻紋	11
鹿紋	鹿の頭	1		水八柄	41	61	丸に稻妻	11
馬紋	繫馬	1	車	六柄	11		波紋	11
雁紋	頭合せ三遠雁	1	紋	七柄	11		丸に立波(八頭波)	11
	丸に雁金	1						
器 財 器 具 紋								
紋 の 種 類			紋 の 種 類			紋 の 種 類		
釘抜紋	釘抜	11	軍扇配	軍破團扇	11		折敷角	410
	丸に釘抜	7	團紋	軍配團扇	11		角に三文字	
	丸に釘抜2つ	1					折敷角に綿三文字	
杏葉紋	鍋島杏葉	1	流鼓紋	流	2		九左丸	34
	杏花杏葉	53		輪宝	31	12	丸に左万	11
	抱杏葉	27	紋	八剣輪宝(三宅輪宝)			丸に左万	42
		1					丸に一利	22
矢紋	並違矢	11	独楽紋	柳生階	11	32	丸に本上	22
	並丸違	11		廻り独樂	11	22	十九丸	33
	並に七片	11	洲浜紋	洲	11	11	丸に十学	11
	に輪に輪	11					丸の山	11
	にい	11	久留子紋	中川久留子	21	11	丸の三	11
	(左上)	11		久留子内田久留	11		丸に黒	11
		1						
築 造 物 紋								
紋 の 種 類			紋 の 種 類			紋 の 種 類		
井筒紋	丸に井筒	1	餅紋	黑白	44		井筒	11
							丸に井	11
			繩紋	繩			井桁	11
			地紙紋	三地紙			井	22

築造物紋				合成紋			
紋の種類		紋章数 明暦寛文		紋の種類		紋章数 明暦寛文	
鑿紋	楚	1		甲に七曜	1	2	檜扇の中に達磨の羽 (秋田檜扇)
三つ鑿	楚	2		五階菱に笠竜胆	1		丸に三星一文字
図符紋				庵に木瓜	1		丸に一文字三つ星
九字紋				庵に菱	2		三つ星一文字
合 成 紋				輪違に片輪車	1		一文字三つ星
紋の種類				雪持根 笹	1	2	石持地抜亀甲に七曜
九字				藤丸に加文字	1		丸に三亀甲に酢漿草
九字				藤丸に大の字	1		井筒に唐花菱
二重亀甲に唐花				下藤に飛蝶字	1		上り藤に大の字
三つ亀甲に七曜				下藤に安の字	1		一文字割剣桔梗
鳥居に竹				丸内竹輪 瓶	1		糸輪に一文字三つ星
井桁 橋				鳥居に竹	1	2	錢九曜
合成紋							黒餅に九曜

<sup>8)</sup> 氏家系大辞典を参考にし著者が纏めたものである。尚二つ以上の紋章を組合せて一つの紋を構成したものを合成紋とした。

### (1) 種類別分類

次に表1の紋章を纏めてその数を図1に示す。図1と前報の結果を比較すると、江戸期は



武家紋が用いられ始めてから戦国時代中期までは、最も多種類の紋章は文様紋であった。それが戦国時代後期からは植物紋が最多種類紋になっている。特に江戸時代の植物紋の多様化は顕著である。これは此の時代の能装束や、小袖の文様に美しい自然の植物が多く取り入れられている事と関係があるように考えられるし、また一つの紋章のデザインの変化も考えられる。また此の時代には器財器具紋および合成紋の増加も顕著であり、生活に関係のある道具類に家紋としての意義づけをし、或は二つ以上の紋章を組合せて、信仰やら願望がこめられて紋章にされたのであろう。また此の時代から新しく図符紋も加わってきている。

以上明暦、寛文期を通して用いられた紋章を種類別に分類して、此の時代の紋章の大きな流れを述べた。

### (2) 意義目的別分類

各種の紋章ともに種類が急増していることがわかる。前報でも述べたように戦国時代は紋章の上で多様化を示した時代であった。それが江戸時代に入り更に顕著になったわけである。これは前述したように江戸時代に入ってからは社会制度上の変化も加わり、紋章が完全に家紋として定着した事も大きな要因だと考えられる。

此の時代の家紋はどのような意義、目的に基づいて選定されたのであろうか。前報と同様の分類法により表1の紋章を分類した。その結果を図2に示す。尚これらの分類においては、一つの紋章において二つ以上の意義、目的があると考えられるものは、それぞれの項に入れてあるので紋の数は重複しているものもある。

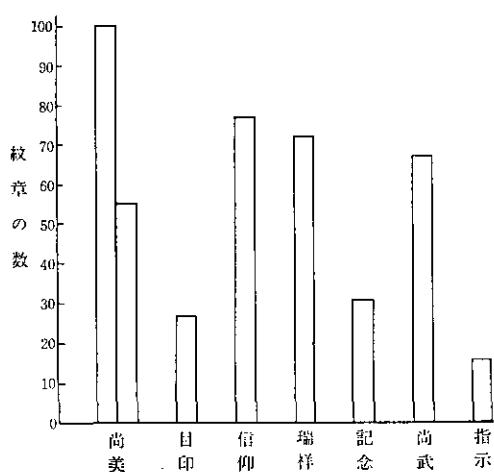


図2 紋章の意義目的別分類

図2の結果から美を中心としたと考えられる紋章が最も多く、他の多く用いられている紋章に比べても約2倍の数であることがわかる。これは過去の時代も同様の傾向を示し、その理由も著者なりに判断し述べてきた。また太平の世になった江戸時代において信仰的意義を持つもの、瑞祥的意義を持つもの、尚武的意義を持つ紋章の増加も目立つ。これは後述する一つの紋章のパターンの増加も一因になっていると考えられる。

### 3. 多用紋について

次に個々の紋では何紋が多くの武将に用いられていたかを表2に示す。表2の結果から、九曜紋が最も多くの武将に用いられている。この

表2 明暦・寛文に多く用いられた紋章

紋の名称	人 数	紋の名称	人 数
九曜	58	丸に三階菱	17
五七の桐	55	釣抜	16
丸に達鷹の羽	33	丸に剣酢漿草	16
葵	31	丸に酢漿草	16
下り藤	30	揚羽蝶	16
丸に釣抜	25	葛	15
右三つ巴	22	蛇の目	15
梅鉢	21	藤巴	14
菊	18	折敷角に三文字	14
丸に沢瀉	17	丸に桔梗	12
左三つ巴	17		

紋章は鎌倉時代から多用されている紋章であることは前報でも述べている通りである。また五七の桐、丸に達鷹の羽、下り藤紋を用いる武将も多い。これらの紋も九曜紋と同様に紋章の世襲性を考える時にうなづける。前時代までの傾向と比べて異なることは葵紋、釣抜紋の多いことである。葵紋は周知の通り徳川家の紋章であり、この紋章を用いる武将の多いのは室町時代の引両紋、戦国時代の五七の桐紋と同様の理由と考えられる。釣抜紋は戦国時代にすでに用いられている紋章である。この紋は図案が簡単であり、しかもこの紋章の持つ意義が平穏なこの時代においても、武将の心情をそのままあらわし多用されたものであろう。その他の多用紋においては前時代までと類似の傾向を示す。

### 4. 新しい紋章について

この時代に新しく用いられたと考えられる紋章を表3に示す。表3の結果から新しく加わった紋章は160種で、戦国時代に比べ更に紋章数が増加していることが認められる。特に植物紋と器財器具紋の増加が顕著である。これらの紋章について気付いた次の諸点について考察を進める。

#### (1) 形態

外郭に円を用いた紋章の増加が目立つ。室町時代にすでに外郭に円が用いられ始めたが、ごく僅かな一部の紋章についてであった。それがこの時代に入ってから急増している事がわかる。すなわち植物紋を例にとって見ると丸に星梅鉢、丸に梅鉢、丸に剣酢漿草、丸に沢瀉、丸に葛、丸に三つ柏、丸に土佐柏、細輪に土佐柏、丸に梶の葉、丸に抱茗荷、丸に三階松等は、戦国時代或はそれ以前から用いられている紋章に丸が付されたものである。これらは衣服に付する時は、より美しく居紋としてふさわしいからと考えられ、他の文様紋その他の紋にも同様の事が認められる。

特に寛文年間の終りには外郭を変化させたものが多く用いられているのが特徴と考えられる。五環に剣三つ葵、菊輪に三つ葵、平隅切角

表3 江戸時代（明暦年間・寛文年間）に新しく用いられたと考えられる紋章

	明 暦	寛 文
文様紋	丸に隅立四つ目結・変り四つ目結・丸に三階菱・丸に剣割菱・菱・亀甲の中に花菱・丸に武田菱・唐菱・三つ菱・三つ盛菱・五葉木瓜・丸に三つ鱗・三つ鱗（下黒）	八角形に唐花・二重亀甲に唐花・丸に三つ割唐花・三つ盛堅木瓜・隅切角に堅木瓜・三つ巴崩し・陰輪に石持地抜木瓜
植物紋	菊の葉・枝菊・立葵・丸に立葵・丸に五葉葵・隅切角に葵・中黒星梅鉢・豊後梅鉢・星梅鉢・丸に星梅鉢（二種）・丸に梅鉢・丸に剣酢漿草・丸に沢瀉・抱沢瀉・抱桜・桜・T子丸・丸に薦・丸に三つ柏・丸に土佐柏・細輪に土佐柏・丸に蔓柏・柏き柏・五枚笛・丸に山桜・丸に桿の葉・井桁橋・丸に茗荷・丸に抱茗荷・丸に三階松・かぎわらび・萩の丸・むめの花（梅の花）・永井梨切口	六つ葵・五環に剣に三つ葵・菊輪に三つ葵・策輪に葵・八角に三つ葵・平隅切角に三つ葵・鬼鳥・桔円に沢瀉・丸に立桿の葉・三つ立桿の葉・上野牡丹・六つT字・丸に葦の葉に花
器具紋	三つ扇・扇丸・扇（模様なし縁付）・尻合せ三つ扇・三本扇丸・三軍配団扇・唐車・水車（八柄杓車）・水車（六柄杓車）・廻コマ・コマ・花車・丸に釘貫・釘の座・打貫・丸の中に釘貫二つ・黒餅白餅・流鼓・九つ錢・丸に矢羽・丸に矢車・矢筈並び鶴矢・花久留子・中川久留子・久留子・輪宝並び笠・三階笠	三つ月の丸扇・重ね扇・並び矢羽・八劍輪宝・細輪に矢筈・丸に追矢筈・裏録・三地紙・水車（七柄杓車）
天理文地紋	角丸彌・五彌・丸に五彌・丸に三つ星・並び九彌・臘月・丸に立波（八頭波）・稻妻	劍六つ星・銀輪に九彌・丸に稻妻
動物紋	鶴の丸・丸に飛雀・鷹の羽車・丸に鷹の羽車・丸に並び鷹の羽・鷹の割羽・細輪に八鷹の羽車・丸に一本鷹の羽・鹿の頭・丸に鹿角・抱鹿角・丸に抱鹿角・二つ蝶・対い蝶菱	対い鶴の丸・鷹の羽丸・丸に一本鷹の羽・頭合三遠雁
文字紋	井の字・丸に利の字・丸に学の字・丸に山の字・丸に三の字・側折敷に縮三文字	
築物造紋	丸に井筒・丸に井桁	
図紋符	九字	
合成紋	五階菱の中に井筒胆・丸に一文字三つ星・丸に三つ星一文字・藤丸に加文字・下り藤に安の字・鳥居内竹・庵に菱二つ・丸の中に竹輪かめ・雪持ち根筆	一文字割剣桔梗・三井丸に竜胆・丸に三亀甲に酢漿草・輪違の中に片輪車・石持地ぬき亀甲に七彌・糸輪に一文字三つ星・井筒に唐花菱

に三葵、八角に三つ葵、桔円に沢瀉、銀輪に九彌等が認められ、葵紋に関係したものが多い。平隅切角に三つ葵と八角に三つ葵を用いているのは親子であり外郭の変化で親子の紋章に差をつけたものと考えられる。外郭に稟輪、銀輪、菊輪、桔円等を用い始めたのは此の時代からである。

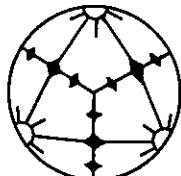
次に外郭は付されなくても、紋章自体を丸く纏めているものが、戦国時代に比べ更に増加していることがわかる。抱桜、萩の丸、六つT字、尻合せ三つ扇、八つ鷹の羽車、七つ矢車、

鷹の丸等がある。これらの紋章はデザイン的にも優れたものが多い。例えば扇紋は鎌倉時代から既に用いられているものであるが、それを三つ用いて円形に配列し纏まりのあるものにし、より美しく豪華さを増している。また萩の丸は繊細で優雅な風情を漂わせているし、鷹の羽車、鷹の丸、七つ矢車等にも具象的な紋章からの工夫を知ることができます。



萩の丸

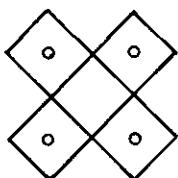
また形態の上で特記すべきことは分割、変形等の工夫がなされていることであり、そのよい例は三つ割唐花、対い蝶菱、繫四つ目結、T字巴、三つ巴崩し、鬼鳥等であろう。三つ割唐花



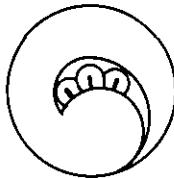
三つ割唐花



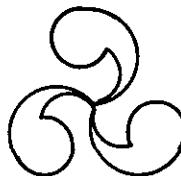
対蝶菱



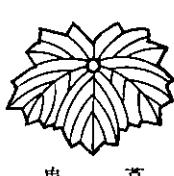
繫四つ目結



T子巴



三つ巴崩し



鬼鳥

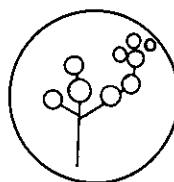
は唐花紋を分割しそれを合せたものである。唐花紋は鎌倉時代からすでに用いられている紋章であるが、この紋章が図のように分割配置されている。すなわち三つの唐花の中心を外側にし、それぞれの一つの花びらの先端が中心にきており、唐花は円によって切られている。このような分割方法は始めて表われたものであり、中心から三方に伸びた三ヶの唐花の空間および三角形を形造る花弁と花弁の空隙が、今までの紋章にない構成をしている。またこの紋章は立体感を表わしており、戦国時代の長宗我部氏の酢漿草紋の斬新さに比し更に優れた造形美ではなかろうか。

また変形の例として繫四つ目結、三つ巴崩しがある。目結紋は鎌倉時代から多用されている紋章でありこの紋はパターンの増加の多い紋章である。目結の数の増減および平四つ目、隅立四つ目等のように、目結の置き方を変化させた紋

章は時代と共にかなり表われてきているが、図のように外側に目結を配置し、その一辺を内部に延長させて一つずつの目結を繋ぎあわせている。この時代においては円は付されていない様なので衣紋として衣服に据えた時の構成美はさほどでないとしても、やはり新しい形態の紋章と考えられる。また鎌倉時代から多用されている巴紋も、図を見てもわかるように組合せが異なる。すなわち円形の部分を外側にしたこの形態のものは始めて見られるものである。

次に対い蝶菱のように蝶を変形し菱形の中に修めた紋章がある。鎌倉時代からすでに菱紋が用いられているので、この外郭そのものは新しいものでないとしても二羽の蝶を向い合せて、その形の中にはめ込んだアイデアはやはり新しいものであろう。またT字巴は前時代から用いられている藤巴と同様にT字を巴にしたものである。鬼鳥は葉片の刻みを鋭く表現したものである。

またこの時代の紋章を調べていて気付いたことは、形も整い更に抽象化された優れたデザインの紋章が用いられてきている反面具象的な紋章も見うけられる。



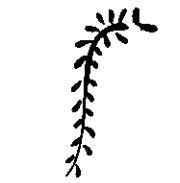
むめの花



鳥



鹿の頭



藤

## (2) 合成紋

合成紋は時代の進展と共に増加を示している。江戸時代に入ってからは前時代までの合成紋に比しかなりの増加を示す。調べた限りでは16種類の紋章の増加が考えられ、これらは前か

ら用いられている紋章を組合せて用いたり、また細かいところにも趣向を凝らしていると考えられる紋章もある。

まず目に付くのは一文字割剣桔梗であろう。

これは別名、植村割桔梗ともいいう。一つの事物を全部描写しないでそれの一部を紋章にするのは、紋章が用いられた始めた鎌倉時代には無かった形式である。この一文字割剣桔梗紋章の場合は桔梗の花弁は完全に抽象化されており、それも覗きの形で三枚の花弁だけを剣のように鋭く尖らせて描いていて桔梗の花弁のように見えない。一文字の敵に打ち勝つ意と剣桔梗の組合せは、武士の願望をそのまま表わした組合せであろう。

また石持地抜き亀甲に七曜は、白黒の関係が一般的の紋章とは逆になっている。次に雪持ち根笹は笹の葉に雪が乗っている風情を愛してそれを家紋にしたものであろうか。

その他の合成紋においては、新しい趣向というよりも二つ以上の紋章を組合せたという感が深い。

### (3) 新しい事物の紋章

室町、安土桃山と進むにつれて、現象および事物を対象として全く新しい紋章が作られてきている。この江戸期においても同様のことが考えられる。

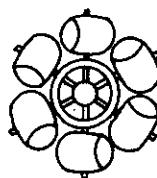
文様紋では新しい文様は用いられていない。植物紋ではかぎ蕨紋が新しく用いられている。かぎ蕨とはどんな形の蕨紋であろうか。調べた限りでは紋章の形態はわからない。また永井梨切口紋は梨の切口とも考えられるが、実在しないものの図案化とも考えられる。

器財器具紋では水車（八柄杓車・七柄杓車・六柄杓車）、廻り独楽、花車、黒餅、白餅、流鼓、花久留子、久留子、地紙、輪宝等が新しく紋章の中に加わっている。

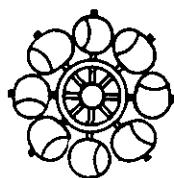
水車紋は柄杓の数により三種類に分けられて



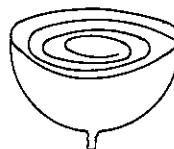
一文字割剣桔梗



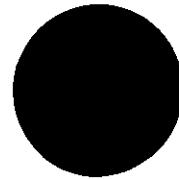
水車  
(六柄杓車)



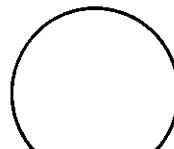
水車  
(八柄杓車)



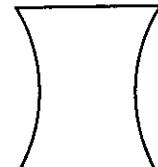
廻り独楽



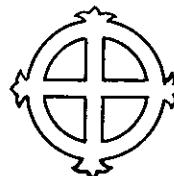
黒餅



白餅



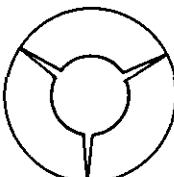
流鼓



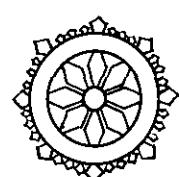
花久留子



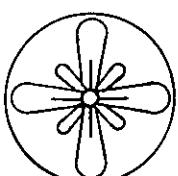
久留子



三地紙



輪宝



永井梨切口

おり、この文様は藤原時代からあるものでその形の美しいことと、米を搗く或いは水田に水を上げる等、米つまり石高に関連あることから優美、縁起の二つの意義の上から紋章に定めたものであろうか。また独楽紋も新しく用いられている。独楽は玩具で王朝時代から使われたものである。どのような目的で紋章に定めたものであろう。流鼓も玩具である。図でもわかるようにその形があっさりしているところから用いら

れたものであろうか、この時代は日常生活の中の器物を紋章に用いる傾向が前時代に比べ多いようと考えられる。

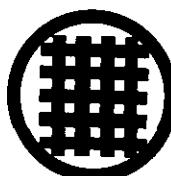
次に黒餅、白餅等の餅紋が用いられ始めている。餅は昔からお祝の時に使用したと考えられるので瑞祥的意義を持つものとして用いたものであろう。日本紋章学によれば黒餅は発音が石持に繋がることから、二重に瑞祥的意義を持つために選んだものであろうと考えられる。また久留子紋、花久留子紋は十字架紋だという。このことから考えると信仰的意義に基づく紋章ということは明白である。同じく中川氏の紋章に花車と記されている。この花車はどのような紋章なのであるか。調べた限りでは分らない。輪宝紋は大地の凹凸を價して一切の邪魔物を碎くという仏説に基づくものだという。このことからすると信仰的意義を持つものであり、武士の力を誇示することも含めて用いたものであろうか。地紙紋は扇に使う紙を紋章にしたものである。

次に天文地理紋では稻妻紋が新しく用いられている。稻妻の屈折した形を模様化したものである。『刀身にあらわれる屈折した光ある筋、または『敏速な動作のたとえ』等の意味があるので、そのような意味をこめて家紋に定めたものであろう。

文字紋では山、井、学の字に新しく加わっている。

また図符紋である九字が遠山氏によって用いられている。九字紋は九字の呪符を象った紋章であり、縦四本、横五本の線を直角に交差した形で信仰的意義を持つ紋章である。

以上この時代は過去に比較して更に新しい事



九 字

物による紋章の種類が増加したことが認められる。

## 5. 紋章のバタンの増加

生活に占める紋章の意義の大きさ、すなわち家紋は武士の生活に無くてはならないものであったことや、家督の世襲性等が紋章のバタンの増加に関係していると考えられる。具体的に述べると葵紋や梅鉢紋はそのよい例であろう。徳川氏は紋章の下賜はしなく、一族で葵の葉のデザインを少しづつ替えて用いたという。また梅鉢紋は加賀の前田家の紋章であるが、徳川氏と同様に一族で少しづつデザインの変化をさせて用いている。以上のような事柄からバタンの増加を伺い知ることができる。

また一族的な関連はなくても同じ紋章を用いる場合に、数を増やしたり、組合せを替えたり、部分的に変化させたり、白黒を反対にしたり、外郭を変化させたりして家紋としている。表1によてもわかるように菱紋、木瓜紋、柏紋、鷹の羽紋、矢紋、扇紋等がバタンの増加が顕著である。

以上江戸時代明暦、寛文頃の紋章について考察を行なった。此の時代は紋章数の増加や形態の変化で見るものが多い。何げなく過している日常生活の中の出来事や、または使用しているもの等が紋章にされており、その構成の見事さや着眼の面白さに、此の時代の生活感覚の一部に触れることができた。

## 引用文献

- 1) 若山：北星短大紀要，13，57（1967）。
- 2) 徳富蘇峰・橋本 博：大武鑑卷1，大治社。
- 3) 太田 亮：姓氏家系大辞典。角川書店。
- 4) 若山：北星短大紀要，18，23（1973）。
- 5) 沼田頼輔：日本紋章学，人物往来社。
- 6) 新村 出：言林，全国書房。